

令和5年度(2023年度)予防接種費助成制度のお知らせ



事前手続きを行うと、里帰り先等でも予防接種が受けられます。
その際、医療機関に支払った接種費用は、交付申請により助成金でお返しします。

【接種の期間】

令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

【助成を受けることができる方】

接種日当日に八王子市に住民登録がある接種対象者で、
事前手続きを行った方

【助成を受けることができる予防接種】

定期接種、八王子市独自制度の特別接種

【助成金額】

医療機関に支払った接種費用(上限額あり)

※上限額は右記の表をご覧ください。

【手続きの流れ】

- 1 接種の前に八王子市に申請書を提出。
※電子申請の場合は申請書の提出は不要。
予防接種依頼書発行1回ごとに、助成金の申請が必要。
**複数回の依頼書発行申請分に対して、
助成金をまとめて請求することはできません。**
- 2 予防接種依頼書・予診票・助成金交付申請書類を受領
※医療機関に予約。依頼書による接種であると伝える。
- 3 予防接種依頼書・予診票を医療機関に持参して接種
※母子健康手帳と健康保険証も持参する。
接種費用を支払い、領収書・予診票(市提出用)を受け取る。
- 4 下記の窓口に助成金交付申請書を提出(郵送可)
※**提出期限は最後の接種日の翌日から1年以内。**
【提出書類】
①予防接種費助成金交付申請書・請求書
②領収書(原本、ワクチンごとの料金明細のわかるもの)
③予診票(市提出用)
※使用しなかった予診票は返却をして下さい。
- 5 助成金交付決定後、指定口座へ振込
※書類審査→助成金交付決定 → 申請者へ通知 → 口座振込

助成対象とならないもの(助成金支払いなし)

- 最後の接種日から1年を超えての助成金交付申請提出
- 接種費用が助成限度額を超えた分の費用
- 接種内容や医療機関の変更手続きをせずに受けた接種
- 規定回数超えや間隔不足などの誤りのあった接種
- 接種当日に八王子市に住民登録がないことが判明した場合

【窓口】

〒192-0046 八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5階
八王子市保健所 保健総務課 予防接種担当 ☎ 645-5102/FAX 644-9100

スマートフォンやパソコンから
電子申請ができます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/hoken/007/yobosesshu/sigaiyobo/p026348.html>

市ホームページ
QRコード



(表1) 助成限度額 (単位:円)

種 目		助 成 限 度 額
		※予診のみの場合は()内の額
□タウウイルス 感 染 症	□タリックス (1 価)	15,129 (4,019)
	□タテック (5 価)	10,102 (4,019)
B 型	肝 炎	6,833 (4,019)
ヒ	づ	9,013 (4,019)
小 児 用	肺 炎 球 菌	12,159 (4,019)
四 種	混 合	11,609 (4,019)
三 種	混 合	6,119 (4,019)
二 種	混 合	5,779 (4,019)
破 傷	風	5,097 (4,019)
不 活 化	ポ リ オ	10,454 (4,019)
麻 し ん	風 し ん 混 合	10,179 (4,019)
麻 し ん		7,264 (4,019)
風 し ん		7,099 (4,019)
水	痘	9,409 (4,019)
日 本 脳 炎		7,539 (4,019)
子 宮 頸 がん 予 防 (ヒトパピローマウイルス感染症)		27,823 (4,019)
B C G		10,220 (4,148)
お た ふ く か ぜ		7,561 (4,019)

※薬価等改定により、限度額が変更になる場合があります。

【健康被害救済】

万が一、接種により重篤な健康被害が発生し認定された場合は以下に基づき給付が行われます。

定期接種: 予防接種法

特別接種: (独)医薬品医療機器総合機構法規定